

## 第2 三重県議会議員の政務調査費のあり方

～ ～

はじめに

## I 本調査会の活動について

### 1 調査・検討の方針（一部再掲）

本調査会は、以下のような方針の下に、政務調査費の適正な水準とその根拠などを客観的・専門的な立場から調査・検討することとした。

#### (1) 法制度上の扱いを確認する。

税金で賄われる政務調査費がどのような法的根拠に基づき、どのような取扱になっているかを確認する。

#### (2) 三重県における政務調査費の現状を把握する。

三重県議会の政務調査費の交付金額や透明性向上取組等を明らかにする。

#### (3) 他の自治体の状況を把握する。

三重県議会の政務調査費がどのような水準であるのか知るため、全国の状況を把握する。

#### (4) 三重県議会議員の政務調査活動実態を明らかにする。

現職の議員が、どのような考え方で、どのような使途項目に政務調査費を使用しているのか等をヒアリングを実施して把握する。

### 2 本調査会の活動経緯

本調査会は、中間報告書の作成後、政務調査費に関する集中検討を中心に平成24年1月30日の第7回から平成24年6月28日の第12回まで会議を行った。会議は、審議過程を県民と共有するため、三重県議会の会議室で、公開で行われた\*。

また、平成24年3月26日と30日に、延べ17名の三重県議会議員からの個別ヒアリング（非公開）を行い、政務調査活動の実態と意見の聴取を行った。

各回の詳細な記録は別添1のとおりである。

## II 政務調査費の現状

### 1 政務調査費に関する地方自治法の扱い（一部再掲）

現行の地方自治法では、政務調査費について、第 100 条第 14 項、15 項において以下のとおり規定されている。

#### 第一百条（略）

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

これは、平成 12 年 5 月 31 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により新設された条文で、この改正は議員立法であった。それまでは、県政調査費などの名目で知事等の判断で「公益上必要ある場合」の補助金として出されていたため、その使途については批判が絶えず、都道府県議会議長会等から法律上の根拠規定を設けるよう要請がなされた。衆議院地方行政委員会における委員長起草案の提案理由説明（平成 12 年 5 月 18 日）では「地方議会の活性化を図るためにには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっております」とされていた。

政務調査費は、議員報酬が「交付しなければならない」と当該自治体に支給を義務づけているのとは異なり、「交付することができる」というように、支給は任意となっている。都道府県議会の場合は、例外なしに支給していることから、支給が必要であると判断しているといえる。

ただし、地方自治法上、「議員の調査研究」についての定義はなく、調査費を「政務」にかかわらせている趣旨も明確とはなっていない。

なお、平成 20 年の自治法改正により、各派代表者会議、全員協議会等議会における議案の審査、議会運営の充実を図るために各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確にするため、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」（自治法百条第 12 項新設）こととなった。

### 2 政務調査費に関する国の「通知」

平成 12 年 5 月 31 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）の施行については、平成 12 年 5 月 31 日付け自治行第 32 号として、自治省行政課長から各都道府県総務部長、議会事務局長宛に運用上の留意事項が通知されて

いる。以下は政務調査費の交付に関する事項の抜粋である。

## 2 条例による政務調査費の交付に関する事項

- (1) 今回の政務調査費の法制化では、政務調査費を交付するか否かは各団体の判断に委ねられたところであるが、各団体における議員の調査研究活動の実態や議会運営を勘案の上、政務調査費の交付の必要性やその交付対象について十分検討されたいこと。
- (2) 政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。
- (3) 政務調査費の額を条例で定めるにあっては、例えば、昭和39年5月28日付け自治給第208号自治事務次官通知（特別職の報酬等について）にいう特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見を求めるなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること。
- (4) 従来、都道府県において政務調査費と同趣旨で支給されていた「県政調査費」等のいわゆる会派交付金については、平成13年4月1日の施行日以降、条例の根拠が必要となること。

## 3 地方交付税措置

改正自治法の施行（平成13年4月1日）に伴い、国は、平成13年度の地方交付税措置として、道府県分についてのみ政務調査費を、標準団体の歳出の議会費における「負担金、補助金及び交付金」という経費区分の中で152,000千円（議員1人当たり月額約239千円）を措置している。

これは、政務調査費制度導入時まで県政調査費などの名目で知事等の判断で「公益上必要ある場合」の補助金が支出されていたが、当該金額に関する平成11年度の全国調査から、団体数が一番多い支出額を基に算定したとされている。

なお、平成16年3月12日に開催された第48回地方分権改革推進会議小委員会において、議員報酬など議会費の交付税措置について、「本来の自治であるならば、むしろ自分たちの代表の活動経費や報酬は自主財源で賄うことが筋ではないか」との問題提起がなされ、平成16年5月12日に地方分権改革推進会議から内閣総理大臣に提出された「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見」では、「（略）議会に関する経費の交付税措置の在り方について、例えば包括的に算入する等、地方における議員定数や報酬の決定に影響を与えないような仕組みを検討し、見直すことが必要である」との見解が示されている。

平成19年度に「算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う新型交付税」制度（包括算定経費方式）が導入され、その一環として、政務調査費が包括算定経費の一部となつたことから、政務調査費に対応する金額は明示されていない。

また、市町村分について政務調査費は算入されていないが、これは、法制化当時の

状況として、全国で三分の一程度の団体しか「公益上必要のある場合」の補助金を実施していないので、標準的な経費とは言えないとの理由によるものである。

#### 4 三重県議会における運用実態

##### (1) 条例制定

###### ア 県政調査研究費

三重県では、昭和 48 年度から、三重県議会各会派県政調査研究費交付要綱等に基づき、各会派に対し、各会派の県政に関する調査研究の推進に資するため、調査研究費を交付していた。

調査研究費は、毎年度予算の範囲内において定める額を限度額として、各会派に属する議員の数に応じて交付するものとし、議員に対しては交付しないものであった。

予算に関する説明書に記載の金額及び議員数から算出すると、各年度における調査研究費の議員 1 人当たり月額は、下表のとおりである。

表 II-1 県政調査研究費の交付金額（議員 1 人当たり月額）の推移

（単位：千円）

年 度	S. 48	S. 51	S. 52	S. 53	S. 54	S. 55	S. 56	S. 57
交付金額	40	50	60	90	100	110	120	130
年 度	S. 59	S. 61	S. 62	H. 元	H. 4	H. 7～		
交付金額	150	160	200	250	300	330		

（注） 昭和 48 年度以降毎年度交付されていたものであるが、算出される議員 1 人当たり月額が変更になった年度分のみ記載した。

県政調査研究費は、平成 7 年度に議員 1 人当たり月額 330 千円とされてから、政務調査費の交付に関する条例が制定された平成 12 年度末まで同額であった。

###### イ 政務調査費の交付に関する条例

改正自治法に則って政務調査費を交付するためには、条例を制定する必要があることから、全国都道府県議会議長会から「○○（都道府）県政務調査費の交付に関する条例（例）」（平成 12 年 11 月 10 日 役員会決定）が示され、これを基に条例案の検討が行われた。

条例（例）のうち、各都道府県議会において選択・決定すべき内容は、交付対象、交付金額及び交付時期の 3 点で、三重県議会では、次のとおり決定した。

- (ア) 県議会の会派（所属議員が一人の会派を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。
- (イ) 会派分は一月当たり 15 万円に所属議員数を乗じて得た額、議員分は一月当たり 18 万円とする。
- (ウ) 会派の代表者及び議員の請求に基づき、四半期ごとに交付する。
- これらのほか、収支報告書の議長への提出、収支報告書の保存、使途の項目等を

定めた三重県政務調査費の交付に関する条例案（議提議案）は、平成 13 年 3 月 22 日に議決され、同年 4 月 1 日から施行された。

会派分と議員分とを合わせた議員一人当たり交付月額 330 千円は、県政調査研究費と同額であり、条例化によって新たな財政負担を伴うものではないが、平成 12 年 5 月 31 日付け自治行第 32 号通知の 2(3) にあった第三者機関からの意見を求めたという記録はない。県政調査研究費時代の議員一人当たり月額 330 千円を会派分 150 千円と議員分 180 千円とに配分したものと思料されるが、その配分根拠は不明確である。

## (2) 公開の実施と透明性向上の取組

### ア 条例改正

#### (ア) 平成 19 年 3 月改正

政務調査費については、多くの都道府県において、条例や施行規程で定められた提出書類が収支報告書のみであり、支出の証拠を示す書類は添付されていなかったが、岩手県及び長野県では平成 15 年 5 月交付分から、宮城県及び鳥取県では平成 16 年 4 月交付分から、収支報告書に全ての領収書の写しを添付するよう条例改正を行っていた。

三重県議会では、平成 16 年度から「議員制度勉強会」（各会派の経理責任者を含む 7 名の議員で構成された WG）において、政務調査費の透明性向上について議論を進めてきた。

一方、平成 18 年 5 月に議会基本条例検討会が設置され、同年 12 月に全国都道府県としては初となる議会基本条例を議決した。同条例の第 17 条において、政務調査費の使途の透明性確保について規定したことから、「政務調査費研究会」（各会派の経理責任者を含む 7 名の議員で構成された WG）を設置し、添付する証拠書類などの基本事項をはじめ、使途の透明性確保に向けた様々な検討を行った。

「政務調査費研究会」での検討結果を踏まえ、平成 19 年 3 月 14 日に議決した三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の主な内容は、次のとおりで、平成 19 年 5 月 1 日から施行された。

- a 収支報告書を提出する際 1 件 1 万円以上の支出に係る領収書の写しを添付
- b 提出された収支報告書及び証拠書類等の写しを閲覧の用に供する

また、平成 19 年 4 月 27 日に公布された三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程では、使途項目ごとの使途基準、支出証拠書類以外の添付すべき書類、閲覧の方法等を規定している。

#### (イ) 平成 20 年 3 月改正

平成 19 年 3 月の条例改正は、議会基本条例の制定を受けて、いわば急ピッチで進められた暫定的な改正で、改正附則において、施行後 2 年を目途として検討を行いその結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定された。

このような経緯を踏まえ、平成 19 年 12 月に「政務調査ワーキンググループ」

(各会派の経理責任者を含む 8 名の議員で構成されたWG) の設置を決め、透明性向上に向けた使途基準や按分の考え方等について議論し、条例改正のための作業を開始した。

平成 20 年 3 月には、当該WGが作成した「政務調査費の運用に係るガイドライン(案)」を、三重県議会の統一したガイドラインとして平成 20 年 4 月から交付される政務調査費から適用することを決定した。また、同年 3 月 31 日に議決した政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例は、収支報告書提出の際に添付を義務付ける領収書等の証拠書類の写しについて、「1 件 1 万円以上のものに係る」という制限を削除するもので、これにより、原則 1 円以上の全ての領収書等の写しを添付して閲覧の用に供することとなった。

政務調査費の収支報告については、平成 19 年度分(5 月以降交付分)は 1 件 1 万円以上の支出、平成 20 年度分以降は、原則すべての支出に係る領収書等の写しまで含め、三重県議会図書室において、三重県情報公開条例による開示請求を行うことなく閲覧することが可能である。

なお、三重県議会ホームページでは、条例施行規程に規定する閲覧開始に合わせ、各年度の収支報告の状況を公開しているが、その内容は、各会派及び各議員の交付金額、収支報告総額、返還額で、収支報告額の使途項目別内訳はホームページ上では公開されていない。

#### イ 政務調査費ガイドライン

平成 19 年度分(5 月以降交付分)の政務調査費について、1 件 1 万円以上の支出に係る領収書等を添付して閲覧の用に供したが、使途基準等に係る様々な課題が明らかになったことから、再度各会派の経理責任者を含む 9 名の議員から成る「政務調査費に関するワーキンググループ」を立ち上げ、より具体的な使途基準等についての検討を行った。

当該ワーキンググループにおける検討の結果、「政務調査費の運用に係るガイドライン」の改正案が作成され、平成 21 年 3 月、新たな「政務調査費ガイドライン」を平成 20 年度に交付される政務調査費から適用することを決定した。

「政務調査費ガイドライン」では、自発的な運用基準の厳正化として、次の 4 項目を記載している。

##### (ア) 按分に係る基準

条例施行規程では、明確な按分の根拠が示せない場合、その支出額の 2 分の 1 を支出できると規定しているが、政務調査活動の占める割合が明らかに 2 分の 1 に満たないと思われる場合には、当該支出額の 4 分の 1 として支出する。

##### (イ) 事務所費、事務費、人件費の支出上限設定

事務所費、事務費、人件費は本来の調査活動を補完するものであることから、支出上限額を設定することとし、当面の間、これら 3 つの使途項目への支出合計額が交付額の 2 分の 1 を超えて支出することはできない。

##### (ウ) 人件費計上に必要な提出書類

領収書の写しの添付に加え、雇用契約書の写しを添付する。

(イ) 事務所費計上に必要な提出書類

領収書の写しの添付に加え、賃貸借契約書の写しを添付する。

(3) 減額の取組

三重県政務調査費の交付に関する条例本則に定める政務調査費の額は、平成 13 年の条例制定時以降会派分（所属議員 1 人 1 月当たり 15 万円）、議員分（議員 1 人 1 月当たり 18 万円）とも改正されていないが、附則により期限を定めて減額された時期がある。

ア 平成 21 年改正

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 4 月 29 日までの間に交付する会派分の政務調査費の金額を条例本則額にかかわらず、所属議員 1 人 1 月当たり、11 万 7 千円とする一部改正案を平成 21 年 3 月 19 日に議決した。

この改正は、会派分と議員分との合計額の 10% 相当額（3 万 3 千円）を会派分から減額するもので、「県内の厳しい経済状況を考慮して」という提案理由であった。この改正により、会派分としての政務調査費を 22% 減額する状態が約 2 年続いた。

イ 平成 23 年改正

平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間に交付する会派分の政務調査費の金額を条例本則額にかかわらず、所属議員 1 人 1 月当たり、8 万 4 千円とする一部改正案を平成 23 年 6 月 28 日に議決した。

この改正は、会派分と議員分との合計額の 20% 相当額（6 万 6 千円）を会派分から減額するもので、「東日本大震災による県内産業への被害の状況及び県内の厳しい経済状況を考慮して」という提案理由であった。会派分としてとらえた政務調査費を 44% 減額する状態が 1 年間続いていたが、平成 24 年 6 月 30 日で特例減額の期限が終了する。

## 5 他の府県の状況（一部再掲）

(1) 交付金額

平成 23 年 7 月現在、会派分、議員分を合わせた議員一人当たり月額の最高は 600 千円（東京都）で、最低は 200 千円（徳島県）である。

総務省では財政指指数表の作成に当たり、都道府県について、財政力指數によるグループを設定しており、これを用いてみると、三重県が属する B グループにおける平成 23 年 7 月現在の政務調査費概況（詳細資料参照）は次表のとおりである。

表 II-2 財政力指数による類似団体との政務調査費比較

Bグループ 県名	財政力指数	面 積 (k m <sup>2</sup> )	人 口 (千人)	政務調査費月額《単位：千円》		
				会派分	議員分	合 計
神 奈 川	0.96631	2,415	9,050	*	*	*530
茨 城	0.66783	6,095	2,969	300	-	300
三 重	0.61456	5,761	1,855	150	180	330
群 馬	0.61138	6,362	2,008	300	-	300
宮 城	0.53843	6,862	2,348	350	-	350
平 均	0.67087	5,811	3,993			404.7

注1 グループの設定は、平成21年度都道府県財政指数表（総務省）による。

注2 本表は、Bグループに属する2府15県から5県を抽出した。

注3 財政力指数は、平成19年度から平成21年度の平均

注4 面積は国土地理院調査(22.10.1時点)、人口は平成22年度国政調査(23.2.25公表)による。

注5 神奈川県は、会派分及び議員分の交付金額が条例に規定されていない。

注6 平均はBグループ17府県の平均で、本表内5県の平均とは一致しない。

## (2) 交付対象

会派及び議員に対する交付額を規定しているのは15道府県、交付対象を会派のみと規定しているのは15都県、議員のみと規定しているのは9県である。

残る8府県においては、条例に規定する月額を会派の決定による割合で会派分及び議員分に区分できることとしており、条例制定当初からこうした制度を採用していた神奈川県を除き、7府県は平成21年～平成23年に条例を改正している。

会派が会派分及び議員分を区分することができる制度を採用している府県を分類すると、次のとおりである。（（ ）内は改正年）

ア 条例制定当初から…神奈川県

イ 会派分のみの規定を改正…愛知県(H.23)、石川県(H.21)

ウ 議員分のみの規定を改正…熊本県(H.21)

エ 会派分及び議員分の規定を改正…福井県(H.22)、大阪府(H.21)、兵庫県(H.23)、滋賀県(H.21)

### III 三重県議会議員の政務調査活動実態

#### 1 使途項目・執行率

##### (1) 会派分

平成 17 年度から平成 22 年度までの全会派合計の収支報告を使途項目別に金額・構成比を表すと下表のとおりで、各年度、調査研究費への充当割合が極めて高い。

平成 21 年度及び 22 年度の会派分政務調査費は、所属議員 1 人 1 月当たり 11 万 7 千円で、条例本則と比較すると 22% の減であるが、減額後の交付金額に対して 2 割前後の返還が生じている。

表Ⅲ－1 各年度における使途項目別収支報告状況（会派分合計）

（単位：千円、%）

	H. 17	H. 18	H. 19	H. 20	H. 21	H. 22
交付金額	86,250	78,930	84,150	90,450	68,796	68,796
調査研究費	51,282	48,306	43,623	54,998	46,195	37,727
	59.5	61.2	51.8	60.9	66.7	56.9
研修費	6,400	5,918	16,060	6,055	5,923	9,230
	7.4	7.5	19.1	6.8	8.8	13.9
会議費	21,009	18,207	8,113	4,640	2,254	3,115
	24.4	23.1	9.6	5.4	3.2	4.7
資料作成費	447	2,118	352	28	72	920
	0.5	2.7	0.0	0.0	0.1	1.4
資料購入費	805	319	700	537	349	323
	0.9	0.4	0.8	0.6	0.5	0.5
広報費	5,452	3,183	2,512	6,150	1,586	1,865
	6.3	4.0	3.0	7.2	2.4	2.8
事務費	1,608	1,064	712	659	295	419
	1.9	1.3	0.8	0.8	0.4	0.6
人件費	0	0	30	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	87,002	79,115	71,751	73,069	56,675	53,599
	100.9	100.2	85.3	81.7	82.4	80.8
返還額	198	2,096	12,399	17,389	12,121	15,197
	0.2	2.7	14.7	19.2	17.6	22.1

(注 1) H. 19 は平成 19 年 5 月分から平成 20 年 3 月分まで

(注 2) 端数処理の関係で、金額・構成比の合計は一致しないことがある。

(注 3) 各会派で収支報告総額が、当該会派への交付額を下回ったときに返還が生じる。

(2) 議員分

平成 17 年度から平成 22 年度までの全議員合計の収支報告を使途項目別に金額・構成比を表すと下表のとおりで、調査研究費、広報費、人件費への充当割合が高い。透明性の確保（領収書添付・使途基準の明確化）に取り組んだ平成 19 年度分以降 2 割前後の返還が生じている。

表III－2 各年度における使途項目別収支報告状況（議員分合計）

（単位：千円、%）

	H. 17	H. 18	H. 19	H. 20	H. 21	H. 22
交付金額	103,500	95,400	100,980	108,540	105,840	105,840
調査研究費	37,251	36,657	26,285	28,343	32,891	25,039
	36.0	38.4	26.0	27.1	32.6	23.7
研修費	8,540	6,537	5,828	2,563	3,267	3,161
	8.3	6.9	5.8	2.4	3.2	3.0
会議費	6,309	6,505	2,461	1,837	1,833	2,601
	6.1	6.8	2.4	1.7	1.8	2.5
資料作成費	764	2,382	238	361	1,080	1,709
	0.7	2.5	0.2	0.3	1.1	1.6
資料購入費	6,067	6,111	6,381	4,736	4,497	4,692
	5.9	6.4	6.3	4.4	4.5	4.4
広報費	10,390	13,528	16,461	18,192	21,155	23,546
	10.0	14.2	16.3	16.8	20.9	22.2
事務所費	11,815	7,399	6,947	6,363	6,103	6,105
	11.4	7.8	6.9	5.9	6.0	5.8
事務費	14,890	14,578	7,622	4,501	4,027	4,757
	14.4	15.3	7.5	4.1	4.0	4.5
人件費	17,906	13,805	11,843	13,544	13,259	12,350
	17.3	14.5	11.7	12.5	13.1	11.7
合計	113,933	107,503	84,065	80,441	88,111	83,960
	110.1	112.7	83.2	74.1	87.3	79.3
返還額	0	1,596	19,454	28,851	20,302	23,614
	0.0	1.7	19.3	26.6	19.2	22.3

(注 1) H. 19 は平成 19 年 5 月分から平成 20 年 3 月分まで

(注 2) 端数処理の関係で、金額・構成比の合計は一致しないことがある。

(注 3) 各議員の収支報告総額が、当該議員への交付額を下回ったときに返還が生じる。

## 2 議員ヒアリング・意見交換

会派分・議員分とも、合計でみると一定の傾向が認められるが、個別にみると特に議員分については、収支報告額が0円で全額返還する議員から、収支報告額が交付金額を上回る議員まで様々である。また、使途項目別の政務調査費充当割合も調査研究費への充当割合が高い議員、広報費への充当割合が高い議員、事務所費・事務費・人件費の合計が政務調査費ガイドラインに定める限度（交付額の2分の1）いっぱいの議員など実に多様である。

こうしたことから、政務調査費に関する議員の考え方をより詳しく把握するため、議員ヒアリング・意見交換を実施した。

### (1) 実施状況

平成24年3月26日（月）11：00～12：00、14：15～16：15

奥野 英介 議員、中西 勇 議員、稻垣 昭義 議員、小林 正人議員、  
竹上 真人議員、三谷 哲央 議員、中村 進一 副議長、山本 教和 議長  
中川 康洋 議員、長田 隆尚 議員、津村 衛 議員

平成24年3月30日（金）13：00～16：15

山本 勝 議員、前野 和美 議員、日沖 正信 議員、笛井 健司 議員  
水谷 隆 議員、中川 正美 議員

### (2) 意見概要

ヒアリングは1人当たり概ね30分間で、17名の議員の協力が得られたことから、政務調査活動等に関する広範な考え方を把握することができた。これらのうち、議員の多様性が顕著に現れたと認められる代表的意見は、概ね次のとおりである。

#### 1 議員報酬と政務調査費

- ・ 政務調査費は、議員報酬の中に入れ込んで、税金も払ってやっていくのが一番明確と思う。報酬の中で自由に使えば報告する必要もないが、賛否両論はあると思う。
- ・ 政務調査費が必要ない人や、使えなかった分は返せばいいだけのことで、不要だとか、一律に減らすとか、報酬と一緒にするとかいう話ではないと思っている。
- ・ 事務所費等を報酬から払うのなら、そういう経費はきちんと経費としてみるようにして、反対に報酬は下げてもいいと思う。

#### 2 交付金額

- ・ 広い範囲で住民と意見交換を行い、要望に対しては一度現地を見るようにしているので、そのために十分使えるような額になっていると思う。
- ・ 全体の金額はこんなものかと思う。使い勝手の間口を広げてもらえるなら使うが、今の間口で金額を増やしてもらっても、返還額が増えるだけである。
- ・ 金額が多いか少ないかは何とも言いようがない。使わなかつたら返すという考え方だから、別に下げても上げても、今までもいいと思う。

- ・ 12月、早いと11月で使い切ってしまうので、あの3、4ヵ月は全部自費になる。年間だと150~200万円ぐらいオーバーになる。自分の政治活動すべてを政務調査費で賄うのは無理な話である。
- ・ 政務調査費が減額されると、人件費や事務所費、事務費というの無理だと思う。広報誌も年1回にするなど、広報費や資料購入費を減らし、調査研究費も減らさないといけない。
- ・ 議員分を減額することには、事務所費や人件費のウェイトが大きい人の抵抗が強いと思う。
- ・ 半分しか使っていないからといって、政務調査ができないとか議会の議論の場で不利が生じているとは考えていない。
- ・ 調査研究費や研修費の旅費は勉強のために必要だが、広報費はほとんど選挙だと思う。資料作成費や資料購入費も、それだけの本を読もうと思ったら大変で、年間3万円もあれば足りる。全部で年間10万円もあればよい。
- ・ 2割カットしたときで従来と比べると少し足りないが、足りなければ自分のポケットから出て行くだけであって、何かの項目を減らすことはない。

### 3 会派分と議員分の配分

- ・ 会派の活動によって内容が違うのに、最初から議員分、会派分と分けて交付されているのが不思議である。
- ・ 基本的には、政務調査は会派でやるべきだと思っているので、もっと会派の比率を上げればいいのだが、議員分をあまり減らすと事務所費が出ないと言う人もいて賛否両論ある。
- ・ 議員分については県民に対しても説明が非常につきにくい。全く不要ではないが、事務所費等は不要である。
- ・ 会派が配分を自由に選択できる制度が導入されたとすると、今の割り振りを基本に、もう少し議員分を充実させるところに収まっていくと思う。
- ・ 政務調査費が全部会派に入って、報酬は全部個人に入つてというのが一番割り切れる話で見た目もいいが、現実的には、会派分よりは議員分を充実させるというところにウェイトを置くほうがいいと思う。
- ・ 会派分と議員分に分かれているが、分けてあると使いづらいし、この仕分けがあまり理解できない。会派というのは個々の人間が集まってきたもので、議員個人に支給されるというのが本来でないかと思う。
- ・ 会派全体できめ細かいことはできない。51人がそれぞれ細かく活動できることが議会の強みである。

### 4 事務の煩雑さ、使い勝手

- ・ 煩雑で大変だと思うが、公費を使う以上はやらなければならないことだと考えている。どれだけ公開しても、すべて説明できるという思いを持って作成している。
- ・ 説明は自分で有権者にきちんと報告するので、自由に使えた方がいい。きちんと仕事をした費用なので、それは説明できる。

- ・ ガイドラインではホテル代や雑費は定額なのに、高速料金はこれだけで何キロ走ったか出せという点で、細かいところと定額のところが首尾一貫していないと思う。
- ・ 実費精算がベターだと思っているが、宿泊費として定額で出ている部分については、高いか安いかは分からない。調査雑費でタクシー代、携帯電話代、食事代等すべてを賄えというのは、とてもじゃないができる。
- ・ 1円からの領収書添付になって返還額が増えたのは、言葉は悪いが曖昧さがあったのではないか。ただし、1円と言うよりも、政務調査費に対して目を向けられてきたということのほうが強いのではないかという気がする。
- ・ 事務所費、人件費について、政務調査と後援会や政治活動が現実に分けられないで、2分の1というのは大雑把だが、そんなものかなと思う。
- ・ 後援会活動と政務調査の線引きは難しい。按分率は議員個々の判断に任せてもらって、説明責任は負うというのが一番いいと思う。
- ・ 事務所があればいろんな人が来るので、選挙がらみや後援会の話もあるが、そのための按分の説明は自分でできる。実感としては、2分の1よりもっと政務調査的な用途で使っている。
- ・ 会費制で食事を伴う会合があり、食事分の実費が不明だと、それだけで充當できなくなる。結構そういう出費が大きいという現実がある。
- ・ 政務調査に当たるのかどうか、判断に苦しむようなグレーゾーンをどう扱うのか。
- ・ 携帯電話代の一部は政務調査費で払えるようにするとか、そんなことも考えないといけないと思う。
- ・ 調査研究にはこのぐらい比率で出しているということが外に出ても、自分の行動なので、不都合はないと思う。
- ・ 人件費も半分だけであるため結局、半分を政務調査費で認めていただけようが、半分を自腹で出せないことから雇えない。
- ・ 経理責任者としては、細かい書類を作つて、細かい計算をしてという負担感に對してのボヤキを聞く。

## 5 使途（会派分）

- ・ 会派はそれぞれの事業所、県内・県外と調査しており、自分もそれに参加している。会派としては上手く使っていると思う。
- ・ 会派全体で調査に行ったり、講師を呼んで勉強することはしている。
- ・ 会派での視察や、各種団体との意見交換など、会派全体で使う場合は会派の決定のもとに団体で行動している。
- ・ 会派分の使い方は、議員総会で議論をして、会派でどこへ行こうということを執行部が提案をするので、予めスケジュールや計画というものはない。
- ・ 会派分は共通に使う分もあるが、各議員に渡して、あとから報告をもらうものもある。
- ・ 会派から「こういう調査をしてください」という依頼をした上で、その分の調査費として渡し、報告は会派に上がって来るという処理をしている。

- ・ 会派から調査研究として、個人の議員に対してこういう調査をやってくれという依頼が毎年取り決めのような形であり、報告書を会派のほうに上げて、毎月や3カ月に1回まとめてという形で、会派の政務調査費が渡される。
- ・ 会派分として支給されたものが全部会派として一緒に行動するということではなく、グループでの活動に充当することはある。
- ・ 会派で全員を対象に調査を企画するのが年2、3回ある。期別や地域別でも勉強会をするが、そのほうが機動性があって行きやすい。

## 6 使途（議員分）

- ・ 議員の仕事は政策提言以外にも幅が広いし、考え方も違うので、政務調査費の使い方も一人ひとり全部違っている。
- ・ 日常的な政務調査の基本というのは細かい座談会で、年間 120～130 会場ぐらいで行う。
- ・ 旅費等の比率が非常に高いのは、企業に行ったり、自治会長などの役職のところにも行ったりするのが議員なので、毎日のガソリン代や電車賃等がカウントされていく。
- ・ 事務所経費がゼロであるため、ほかにということで調査研究費が多いが、地元から津へ來るのに距離が長く、また、県外への政務調査が年間 10 回以上ある。
- ・ 広報費の支出が多いが、住民は県政のことはほとんど分からぬため、それを分かりやすく伝えるのが議員の一つの仕事である。政務調査費で住民に一番分かりやすいのも広報だと思っていて、しかも証拠が物で残る。
- ・ 個人活動の広報を公費で見る必要はない。インターネット時代では紙ベースで出す必要もないかもしれないが、議員それぞれの考え方である。
- ・ 広報費、事務所費、人件費は政治活動や選挙活動とも見えるので、本来は後援会等で出すべきではないかと感じている。ガイドラインで認められているが、自分はその部分には使わないようにしている。
- ・ 広報誌は出しておらず、自ら足を運んで話をして、マンツーマンでお話ししている。

## 7 事務所経費

- ・ 事務所は活動の拠点であり、政務調査費が使えるのはありがたい。後援会の事務所も兼ねているので、後援会費からも負担するのは当然だが、報酬で賄うのは無理である。
- ・ 地方では自宅が事務所として機能するが、都市部では別に事務所がないと議員活動がしづらい。地域性があるので一律の扱いには問題がある。
- ・ 県会議員の事務所が必要か疑問に感じる。自宅があれば十分それなりの対応ができる。
- ・ 事務所を持っており、人件費やコピー機のリース代等を 2 分の 1 計上しているので、政務調査費がなければ、事務所維持は非常に困難になる。
- ・ 事務は配偶者がやっていて、身内は政務調査費が出ないので人件費はほとんどゼロであるが、本当を言えばこれもおかしい。

- 普段は人件費も必要ない。人件費が必要なのは選挙のためだけであり、自分で家に帰ってからでもできる。
- 事務所を持ち、秘書が1人いる。秘書は、政務調査費に人件費として計上している。家を出て事務所を構えた方が、気持ち的に区別ができる。

## 8 効果、必要性

- 政務調査費があることによって、組織がない議員や資金力のない議員も政治活動ができている。
- 政務調査費の「政務」とは勉強だと思う。財政や福祉などは議員として精通していないといけない。執行部といろいろな議論を深めるのは、財政が基本であるが、財政を知っている議員は少ない。
- 基礎体力を付けるような勉強というのは必要だと思うので、一概にそれが無駄だと切り捨ててしまう議論には与みできない。
- 会派分で行った調査の結果は、一般質問や議案質疑を行う議員などに情報提供しており、会派の中では反映できていると思う。
- 若い人には、政務調査費を使った調査結果を一般質問や委員会質問の中で入れて、できるだけ勉強してきたことを活かしていくようにという話はしている。
- 政務調査費について人から指摘を受けることはないが、こんなことを調査したので一般質問に出したとか、きちんと有権者には説明はしている。
- 会派や個人として視察に行くということで、自分も勉強になるが、県当局や地域の人や団体に申し述べる大きなファクターになっているのではないかと思う。
- いろいろ参考になる勉強はできているが、それを具体的に政策としてすぐにできるかと言えば、なかなか難しい。
- せっかく調査した内容を会派を越えて共有して、お互いに役立てるという部分がないと思う。
- きちんと使われているということを示す意味での報告はしっかりなされていると思うが、成果については、それぞれの議員に突き付けられた大きな課題だと思う。

## 9 会派の役割

- 県議会の会派は国の政党に近いところがあつて、大きいところが議論してそこで決められるという機能はある。
- 自分の会派の場合は、会派の中で議論はするが、拘束はかけない。皆それぞれ地域とか育ち方などが違うので考え方も違つて当然だと思う。
- 会派で最終的に党議拘束をかけるということまでしないが、支持母体から選挙時に公認・推薦をもらっているので、政策協定的なことで部分的な濃淡は別にして、ある程度のことは制約される。
- 会派総会を常にやっており、その中で代表質問の中身の骨子や、一般質問の内容の調整を行っている。
- 会派は、政務調査費の使い方については、特段何も指導していない。選挙も会派ではなく、党の公認や推薦である。新人議員の教育や研修は会派で行う。

- 同じ期数の議員とは比較的考え方も合うし、いろいろな体験もしているので、一緒に行動する時が多い。しかし、違う期数の人の意見も聞き県政に反映しなければいけないということの意味においては、会派で行動することはいいことではないかと思っている。

#### 10 その他

- 政務調査費が立法化された経緯があやふやであり、条例の作り方もあり良くなかった。さらに自分たちの首を絞めるようなガイドラインにもなっている。
- 政務調査費が使える現職は選挙に有利だという意見があるが、確かに広報等により知名度は上がる。しかし、新人が新聞等を作っても読んでもくれないし、会合しても集まってくれない。これから選挙に出ようという人間の活動と現職の人間の活動とは、随分違うと思う。
- 海外視察は、何を調査したいかという観点で、みんなで割り振りをして班分けをする。自分自身は海外視察そのものは否定しないが、今どうしても調査をしたいということがないので行っていない。

## IV 三重県議会議員の政務調査費のあり方について

### 1 現状と問題点

#### (1) 交付金額に対する返還率

平成17年度分以降の執行状況は、平成19年度分以降返還率が高くなっている。時期的にみると、領収書の写しの添付を義務付けたこと、使い勝手に新たな制約を加えたことなどが要因と考えられるが、その後、会派分の政務調査費を減額しているにもかかわらず、2割前後が返還されている。

#### (2) 会派分と議員分の配分

会派分及び議員分について、条例で交付金額を規定している。

会派分の使途について、会派全体で使用している部分がある一方、会派分の一部は会派から議員個人へ調査を依頼し、その結果が会派に報告される等、会派所属議員が調査研究を行っている実態が見受けられた。

ヒアリングでは、「会派の活動によって内容が違うのに、最初から議員分、会派分と分けて交付されているのは不思議である。」と現行制度を疑問視する意見もあった。

#### (3) 政務調査活動の成果

議員ヒアリングでは、政務調査費の効果や必要性を指摘する意見があり、その点で一定の必要性はあると思われる。

しかし、議員ヒアリングを通じて、これまでの政務調査費の議論は、適正な使われ方の部分に力点が置かれ、成果の話まで議論があまりされていなかったことがうかがわれる。

#### (4) 使途項目・使途基準

三重県政務調査費の交付に関する条例により、会派分及び議員分の使途項目が定められている。

使途基準については、同条例施行規程により使途項目ごとの支出科目及び内容が定められており、具体的な取扱いや運用方法は、平成21年3月に作成された「政務調査費ガイドライン」に示されている。

ガイドラインによって自発的に使途基準を定め、全議員がこれに従って適正な執行に努力してきたが、多様な議員活動や社会環境の変化に対して、ガイドラインによる基準が必ずしも十分に合致しておらず、それが「使い勝手」の悪さとして表れている。

#### (5) 事務の煩雑さ

政務調査費が県民の税金で賄われているかぎり、適正かつ透明性のある事務処理を行うことは当然であり、議員ヒアリング等においてもこれを否定する意見は無い。

しかし一方で、事務処理の煩雑さについては多くの議員から指摘されており、本来の議員活動の負担になっているとの声もある。

これが議員活動の制限、制約となるほどの負担であるとすれば、何らかの軽減策を講じる必要はあると考えられる。

しかし、適正な事務処理とそれに伴う煩雑さとはトレードオフの関係にある。

## 2 基本的考え方

#### (1) 議員の活動の多様性

#### (2) 調査研究の範囲

#### (3) 情報公開と説明責任

#### (4) 活動成果

### 3 改善点

### 4 制度の見直し

#### (1) 地方自治法の一部改正（政務調査制度の見直し）に向けての動き

全国都道府県議会議長会は平成 22 年 1 月 21 日に「議会機能の充実強化を求める緊急要請」を取りまとめ、その中で「議会機能の充実強化及び地方議員の責務の明確化に伴い、議員又は会派が住民意思を踏まえた活動を展開する上で必要な制度として、現在法文上調査研究活動に特化されている政務調査活動を見直し、政策立案、議員活動の説明等を加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができることを明確にするような法律改正を行うこと。」を要請している。

その要請を受け、中央政党においても、政務調査費の名称を改め、幅広い議員活動又は会派活動に充当できる経費の範囲を条例で明確にしようとする法改正の動きがみられる。

#### (2) 議員報酬との関係について

一般に議員報酬が職務の対価と理解されているのに対し、政務調査費は必要な経費を助成するものである。

しかし、政務調査費制度の成立の経緯や政務調査の定義の曖昧さもあり、政務調査費と議員報酬の区別は、一般的な住民にとって分かりづらいものであり、第二の報酬との批判がされてきた。

そもそも、議員の議会活動、議員活動、政治活動、後援会活動等はそれが密接に関わり、その費用の色分けも困難である。

多様な活動が混在する議員の職務の特殊性を考慮すると、上記の改正の動きのような政務調査費制度の見直しに止まらず、地方自治法を根本的に改正して、議員報酬と政務調査費とを一本化し、いわゆる「歳費」とすることも考えられる。

## おわりにあたって

本調査会は平成 24 年 1 月 30 日に「三重県議会議員の活動と議員報酬のあり方」(以下「中間報告」という。) と題する報告書を提出・公表したが、その内容に関する意見が多数寄せられたので、本調査会の考え方を補足説明する。

